

氏名（本籍地）	久野 雅司（東京都）		
学位の種類	博士（文学）		
報告・学位記番号	乙第 223 号（乙（文）第 91 号）		
学位記授与の日付	2020 年 3 月 6 日		
学位記授与の要件	本学学位規程第 3 条第 2 項該当		
学位論文題目	織田信長政権の権力構造		
論文審査委員	主査	教授	博士（文学） 神田 千里
	副査	教授	博士（文学） 森 公章
	副査	教授	博士（文学） 白川部 達夫
	副査	東京大学史料編纂所准教授	博士（文学） 金子 拓

学位論文審査結果報告書〔乙〕

【論文審査】

本論文は通説的な織田政権の特徴、即ち「革命児」織田信長が専制的に主導するそれ以前にはない政権、または将軍足利義昭は単なる信長の「傀儡」、等々を否定し、新たな織田信長政権像を提起している。第一に信長を従えて入京した義昭が、一定の実体を備えた幕府を再興したこと、第二に信長もそれを重んじたが行政に由来する紛争、武田信玄ら反幕府大名との対立から幕府内の分裂、義昭と信長との対立が生じ幕府滅亡に至ったこと、第三に織田信長は「上意下達」の専制的運営を行っておらず、京都支配に関する限り家臣らに権限を一定程度委任しその判断に拠ったこと等を史料に即して論じ、通説に修正を迫っている。

本論文は四部分に分れ、各々が三つの章と補論から構成されている。以下内容を紹介する。

研究史の整理と本論文の構成を説明した序論に続く第Ⅰ部は足利義昭政権の構造を解明し、義昭が決して織田信長の傀儡ではなく独自の機能を果たし、織田信長政権も幕府と対立せず協調関係にあり、相互に補完していたことを論じている。まず政権担当者は代々将軍に仕えた奉行人たちで構成され、彼らが義昭の京都没落まで政務を担当し、裁判に関わり、信長の部下とも協力して行政を行っていたことなど幕府が実体的に機能していたことが史料に即して解明される。第二に幕府が訴訟の裁定や財源の確保を行う一方、織田信長政権もまた独自の裁定機構をもって機能しており、両者が相互補完的であったことが論じられる。第三に朝廷が行った裁定の一つから足利義昭の大きな影響力を指摘し、織田信長も義昭の裁定に対しては、不介入の立場を原則としてその裁定を重んじたことを論じている。

第Ⅱ部は足利義昭政権内で織田信長の果たした軍事的役割を分析し、義昭の幕府が崩壊した要因を論じている。義昭は信長に「天下静謐」（将軍の直接支配領域である五畿内の治安維持）を行う軍事権を承認しており、信長が越前朝倉氏や三好三人衆などの討伐のために行った軍事行動は義昭の命によるものであったことを解明している。一方京都の公家・寺社領はともすれば幕臣に押領されがちであり、これを取り締まる信長と黙認する義昭との対立が生じ、幕臣にもこの対立が及んだことを論じている。さらに幕府滅亡の要因として、武田信玄が朝倉・本願寺・浅井ら反織田勢力と結んで義昭推戴を図ったため幕臣内にも信長と信玄の対立が反映されて分裂を招き、最終的に義昭が反信長勢力と結び、それまで対立していた松永久秀ら畿内勢力とも結んだことを指摘している。

第Ⅲ部では織田信長が足利義昭の幕府と共存していた時期の織田信長政権の京都支配を論じている。第一に信長の朱印状が分析されている。中でも将軍の意向を承けて出された朱印状には、義昭の直接の命令のみならず、代々将軍の裁定を根拠とした信長独自の裁定により発せられ、不安定な幕府裁定を危惧したため他の権力による安堵を望む受益者から期待され、幕府の所領政策との矛盾をはらんでいたことを指摘する。第二に信長が義昭警固のために京都に駐屯させた木下秀吉・丹羽長秀ら家臣がこうした訴訟を受理し、幕府裁定を尊重する信長の姿勢とは裏腹に独自の京都支配の担い手として期待されていたとする。第三に信長朱印状の発給過程を分析し、信長の専断により裁定されていたのではなく、訴訟から発給に至るまでに織田家奉行人の判断が大きく介在していたことが史料に即して論じられる。

第Ⅳ部では織田信長から京都奉行に任じられた村井貞勝を素材に、足利義昭追放後の織田政権の京都支配を論じたものである。まず貞勝が京都支配を専ら担当するに至る経緯を明らかにし、次に貞勝の京都行政上の権限について具体的に検討して、その権限が信長から委譲された、一定程度の自立性による

ものであることを論じる。さらに貞勝の配下として行政に携わった「下代^{げだい}」を判明する限り四十名に及んで逐一検討し、特に貞勝の一族が目立つことを指摘してその政治的役割を具体的に検討し、後の豊臣秀吉時代の京都支配との人的連続性を指摘し、信長配下の他の奉行のそれとは異なる特徴にも言及している。

最後に結論において、足利義昭が織田信長の「傀儡」ではなく、義昭と信長とが協調関係にあったこと、信長の元亀年間の軍事行動が義昭に命によるものであり、信長も幕府を尊重し、協調関係が破綻した後も信長に幕府を滅ぼす意図はなかったこと、織田信長政権が信長個人の専断によってではなく、家臣の意見が用いられて決定が下されたことなど、本論文の主要な論点が繰り返されている。

【審査結果】

本論文の最大の特徴は、足利義昭の幕府が実体を伴って機能し、織田信長も幕府を尊重していたことを実証的に論じ、注目すべき分析結果を明示した点である。これは通説に修正を迫る論点を提起したものであり、今後の研究にも参照されるべき見解を提示しえた大きな成果といえる。同時に織田信長政権を、幕府内部の一機関ではない独自の立場から幕府を補完する機関であると論じたことも注目される。上記の点を、幕府の機構や行政の実態、信長の軍事行動の実態や、幕府と織田信長との関係、幕府の土地政策をめぐる義昭と信長との対立等について実証的に論じ、さらに信長と武田信玄を始めとする他の大名との政治的関係を視野に入れて論を展開している点は、独自の論として今後の研究で検討されるべき論点を提示していると思われる。また村井貞勝を主たる素材として主君信長との間に権限に委譲関係が存在したことを論証し、さらに貞勝の京都行政の実態を史料に即して具体的かつ詳細に検討した点も織田政権に関する一定の研究成果といえ、今後の織田政権に関する研究において参照されるべき見解を提起しえていると考えられる。

以上のように本論文は、研究史上で提起されてきた重要な問題を取りあげ、著者独自の構想に基づいて、丹念に史料を収集し解読する実証的な検討によって、通説に修正を迫る独自の結論を導き、かつ今後の研究に寄与しうる基礎的検討を行っており、その学問的な意義は少なくない。また文学研究科（史学専攻）の博士学位審査基準に照らしても学位論文として妥当な研究内容であると認められる。

以上をもって本審査委員会は、久野雅司氏の博士学位請求論文について、所定の試験結果と上述の論文審査結果に基づき、全員一致をもって本学博士学位を授与するに相応しいものと判断した。